

# 新旧対照表

外国人留学生支援事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
外国人留学生支援事業費補助金交付要綱	外国人留学生支援事業費補助金交付要綱
第1 (略)	第1 (略)
第2 定義	第2 定義
(1) この要綱において、「外国人留学生」とは、 <u>県内の</u> 日本語学校又は介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者をいう。	(1) この要綱において、「外国人留学生」とは、日本語学校又は介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者をいう。
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
第3～第8 (略)	第3～第8 (略)
<u>第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い</u>	
<u>補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。</u>	
(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額	<u>当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。</u>
(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額	<u>実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、その金額（(1)より減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。</u>
(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還	<u>(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入額控除税額が0円の場合を含む）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。</u>
<u>第10 補助金の返還</u>	<u>第9 補助金の返還</u>
(略)	(略)
提出書類 各1部	提出書類 各1部
外国人留学生支援事業費補助金返還報告書（様式第 <u>9</u> 号）	外国人留学生支援事業費補助金返還報告書（様式第 <u>8</u> 号）
(略)	(略)

改正前			
別表1			
補助の対象	基準額	補助率（額）	
外国人留学生の範囲	経 費		
(略)	(略)	(略)	<p>経費欄に掲げる経費と基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の1以内。</p> <p>ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>
別表2	(略)		

改正後			
別表1			
補助の対象	基準額	補助率（額）	
外国人留学生の範囲	経 費		
(略)	(略)	(略)	<p>経費欄に掲げる経費から消費税相当額を除いた額と基準額とを比較して、いずれか少ない方の額の3分の1以内を補助額とする。</p> <p>ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>
別表2	(略)		

改正前
様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）
外国人留学生支援事業費補助金交付申請書
（略）
1　交付申請額　　円
（補助金所要額）　（補助金に係る消費税仕入控除税額等）　（補助金額）（千円未満切捨て）
円　－　　円　＝　　円
2　（略）

改正後
様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）
外国人留学生支援事業費補助金交付申請書
（略）
1　交付申請額　　円
2　（略）

改正前							
様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）							
補助金所要額調書（補助金精算書）							
(単位：円)							
<u>対象外国人留学生</u>	対象経費	総事業費	寄付金その他 の収入見込額	県費補助 基本額	補助基準額 控除税額等	<u>消費税仕入</u> <u>控除税額等</u>	県費補助 所要額
	A	B	C (=A-B)	D	E	F	
(略)							

(注)

1～3 (略)

4 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない方の額の3分の1の額を記入すること。（千円未満切捨て）

5 (略)

別紙1・2 (略)

改正後							
様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）							
補助金所要額調書（補助金精算書）							
(単位：円)							
<u>対象外国人留学生</u>	対象経費	総事業費 <u>(税抜)</u>	寄付金その他 の収入見込額	県費補助 基本額	補助基準額	県費補助 所要額	
	A	B	C (=A-B)	D	E	F	
(略)							

(注)

1～3 (略)

4 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない方の額の3分の1の額を記入すること。（千円未満切捨て）

5 (略)

別紙1・2 (略)

改正前
様式3号～様式7号 (略)

改正後
様式3号～様式7号 (略)

改正前
<u>様式第8号（用紙 日本産業規格A4縦型）</u>
消費税仕入控除税額等報告書
第_____号 年 月 日
静岡県知事 氏名 様
法人の所在地 法人名 代表者職・氏名
年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた外国人留学生支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。
1 補助金の確定額 金 円 ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） 金 円
5 添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。
(注) 以下の項目についても記載すること。 責任者 職・氏名 作成者 職・氏名

改正後

改正前
様式第 <u>9</u> 号 (略)

改正後
様式第 <u>8</u> 号 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

この要綱の施行の際、改正前の要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。